

国土動指第 72 号
平成 28 年 12 月 27 日

関係業界団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 103 条第 1 項に規定する
設計に関する図書について（通知）

マンションの修繕等を計画的に実施し、適正な管理を進めていくためには、その構造等に関する情報が所有者や管理組合に対して適切に提供されることが重要である。

このため、宅地建物取引業者は、マンションを分譲した場合において、管理組合の管理者等へ 11 種類の図書の交付が義務づけられている（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 103 条第 1 項及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号）第 102 条）。

下記のとおり、11 種類の図書の内容を明らかにするので、貴団体会員に周知をされたい。

記

1. 11 種類の図書は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 1 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による完了検査に用いた、付近見取図、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書と同じもの、並びに建築基準法第 2 条第 12 号に規定する設計図書の一部として作成する仕様書とする。なお、地盤に関する情報は、構造計算書に含まれるものである。
2. 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 3 条の 2 に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更があった場合には、当該変更内容を明確にする措置を講じるものとする。